17 陳情第 18 号

1 7 陳 情第 1 8 号	廃プラスチックを焼却処分することに反対する陳情
付託委員会	環境建設委員会
受理及び付託 年 月 日	平成 17 年 3 月 17 日受理、平成 17 年 3 月 24 日付託
陳情者	新宿区余丁町

(要旨)

昨年の東京都の廃棄物審議会並びに環境省の環境審議会等で「廃プラスチックは焼却処分する」ことが答申されていますが、以下のことから、廃プラスチックは焼却以外の方法で処理することとし、国や都、23区一部事務組合へも同様の意見書を提出してください。

(理由)

- 1 安全性に不安があること
 - ・ 廃プラを燃やすことは炉の安全性、排出される有害物質(重金属類やその他の物質) に大きな問題があると考えます。近年増えている 100 円ショップ等で売られているプラスチックはほとんど輸入品で、その添加物や可塑剤に対しては規制がないので、何が含まれているか不明で、焼却によってどんな有害物質が発生するかわかりません。
 - ・ これまで「プラスチックは燃やさない」という方針が、東京都のダイオキシンの量 を減らしていました。廃プラを焼却することにより、車の排出する有害物質で溢れて いる大気中に、さらにダイオキシンや未知の有害物質を増加させることになります。 これは次世代の安全性に関わる問題だと考えます。
- 2 容器包装リサイクル法の見直しの時期であること
 - ・ 容器包装リサイクル法は不備が多々あるものの、事業者の「生産者責任」をある程度明確にしました。現行ではリサイクル率に合わせて事業者のリサイクル費用が算出されています。しかし焼却してしまえば、その基本となるリサイクル量すら明確にならず、容器包装リサイクル法の意味がなくなります。
 - ・ 容器包装リサイクル法は施行後 10 年ごとに法の見直しを謳っています。廃プラス チックをどうしていくかはその見直しの中で検討すべきことです。
- 3 循環型社会形成につながらないこと
 - ・ 循環型社会形成に第一に重要なことは「発生抑制」です。廃プラを燃やしてしまえば目の前のごみは消えてしまい、問題を見えにくくします。また、発生抑制されなければ、石油資源の枯渇を促進することになります。
 - ・ 循環型社会形成のためには、循環・再生し易い容器の普及が必要です。便利でも再生しにくいプラスチック素材を使用しない新たなシステム作りを優先するべきで、廃プラを焼却することは問題の解決を遅らせるだけだと考えます。

17 陳情第 18 号

・ 廃プラ焼却を「新エネルギー」とする考え方がありますが、ヨーロッパでは熱回収率は8割以上と規定されています。日本の焼却炉が多くて2割の熱回収率という現状では「新エネルギー」とは認められません。